

議案第 25 号

木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

木古内町介護保険条例（平成 12 年条例第 20 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 5 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町介護保険条例の一部を改正する条例

木古内町介護保険条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「33,600円」を「35,400円」に改め、同項第2号及び第3号中「50,400円」を「53,100円」に改め、同項第4号中「60,400円」を「63,700円」に改め、同項第5号中「67,200円」を「70,800円」に改め、同項第6号中「80,600円」を「84,900円」に改め、同項第7号中「87,300円」を「92,000円」に改め、同項第8号中「100,800円」を「106,200円」に改め、同項第9号中「114,200円」を「120,300円」に改め、同条第2項中「軽減」を「減額」に、「令和2年度の」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に、「20,100円」を「21,200円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に、「20,100円」を「21,200円」に、「33,600円」を「35,400円」に改め、同条第4項中「20,100円」を「21,200円」に、「47,000円」を「49,500円」に改める。

附則第7条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第7条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の介護保険条例第9条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度までの保険料については、なお従前の例による。